



令和6年度

介護サービス事業者

集団指導

～全サービス共通～

台東区福祉部 福祉課 指導検査係



集団指導の目的

講習会形式または、オンライン等を活用した方法により、
介護報酬改定や基準、検査のポイントの説明などを行います。



制度の理解、介護報酬請求に係る過誤・不正の未然防止

今回の集団指導の実施方法

① 本動画による受講（全サービス共通）

事業所運営に係る**留意事項**や過去の指導検査で**指摘の多かった事項**、令和6年度**介護報酬改定**における改定事項のうち、全サービス共通項目

② 補足資料による受講（各サービス）

各サービスの事業運営に関する留意事項や、過去の指導において指摘の多い事項について、本動画とは別に**補足資料**をダウンロードし、事業所で確認、共有

メニュー

- 1 令和6年度介護報酬改定のポイント
- 2 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項
- 3 その他の留意事項
- 4 運営指導と監査について

1

令和6年度
介護報酬改定
のポイント

2

事業所運営に
係る留意事項、
指摘の多い事項

3

その他の
留意事項

4

運営指導と
監査について

1 令和6年度介護報酬改定のポイント

- 1 令和6年度介護報酬改定のポイント
- 2 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項
- 3 その他の留意事項
- 4 運営指導と監査について

1 令和6年度介護報酬改定のポイント

- ① **感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)**
BCP未策定減算の適用
- ② **感染症の予防及びまん延の防止のための措置**
指針と感染症BCPの違い
- ③ **高齢者虐待の防止**
高齢者虐待の防止に関する措置について、減算の適用
- ④ **身体的拘束等の適正化の推進**
対象サービスの拡大、一部サービスにおける減算の適用

1

令和6年度
介護報酬改定
のポイント

2

事業所運営に
係る留意事項、
指摘の多い事項

3

その他の
留意事項

4

運営指導と
監査について

① 感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)

① 感染症及び災害に係る 業務継続計画 (BCP)

BCP未策定減算の適用

① 感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)

感染症や非常災害の発生時に、

利用者への継続的なサービス提供を行い、

非常体制で早期の業務再開を図るため、以下の措置を講じる必要があります。

- (1) 感染症や災害に係る**業務継続計画の策定**
- (2) **研修**の定期的な実施
- (3) **訓練(シミュレーション)**の定期的な実施
- (4) 業務継続計画の**定期的な見直し**、**計画の変更**



① 感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)

(1) 策定

BCPの策定内容

厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン」より

	感染症	災害
平常時	平時からの備え 体制構築・整備 感染症防止に向けた取組の実施 防護具、消毒液等備蓄品の確保等	平常時の対応 建物・設備の安全対策 ライフラインが停止した場合の対策 必要品の備蓄等
発生時	初動対応 第一報 感染疑い者への対応 消毒・清掃等の実施等	緊急時の対応 BCP発動基準 安否確認 職員の参集基準 避難方法 重要業務の継続 復旧対応等
協力体制	感染拡大防止体制の確立 保健所との連携 濃厚接触者への対応 関係者との情報共有等	他施設及び地域との連携 連携体制の構築 連携方法等

《一体的な策定が可能です》 ※それぞれに対応する項目を適切に設定している場合



感染症に係る業務継続計画 感染症の予防及びまん延の防止のための指針
 災害に係る業務継続計画 非常災害に関する具体的計画

① 感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)

(2) 研修の実施

《目的》 BCP具体的内容を職員間で共有すること

平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解を深めること

- ・ **定期的**に実施し、**新規採用時**にも実施して下さい。
- ・ 研修の実施内容について**記録**を残して下さい。

① 感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)

(3) 訓練(シミュレーション)の実施

事業所内の役割分担の確認、発生時に実践するケアの演習等を行います。

《目的》 感染症や災害が発生した場合、迅速に行動できること

- ・ 定期的に実施して下さい。
- ・ 業務継続計画に基づいて実施して下さい。
- ・ **机上訓練と実地**で実施する訓練を適切に**組み合わせ**ながら実施することができます。

《一体的な実施が可能です》



感染症BCP	研修・訓練
×	
感染症予防・まん延防止	研修・訓練

災害BCP	訓練
×	
非常災害対策	訓練

① 感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)



減算注意報

業務継続計画が未策定の場合、**業務継続計画未策定減算**が適用されます。

令和6年4月1日以前に開設した事業所は

令和6年4月1日又は令和7年4月1日まで遡及して減算が適用となります。

《減算単位》 所定単位数の**100分の3相当**（施設系、居住系サービス）
所定単位数の**100分の1相当**（その他のサービス）

《減算期間》 基準を満たさない事実が生じた月の翌月～ 解消されるに至った月まで

- ※ 事実が生じた日が初日の場合、当該月～解消月まで
- ※ 周知、研修、訓練、見直しは減算の算定要件になりません

《経過措置》 居宅介護支援、訪問系サービス
⇒ **令和7年4月1日**より適用

その他のサービス
「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の整備と
「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は
令和7年3月31日までの間、減算は適用されません。

1

令和6年度
介護報酬改定
のポイント

2

事業所運営に
係る留意事項、
指摘の多い事項

3

その他の
留意事項

4

運営指導と
監査について

② 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

② 感染症の予防及び まん延防止のための措置

指針と感染症BCPの違い

② 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講じる必要があります。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する**委員会**の開催
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための**指針**の整備
- (3) 指針に基づいた**研修、訓練(シミュレーション)**の実施



② 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

(1) 委員会の開催

- ・ 感染対策の知識を有する者を含む**幅広い職種**で構成して下さい。
- ・ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にし、
専任の感染対策を担当する者（**感染対策担当者**）を決めて下さい。
- ・ **定期的**に開催し、感染症の流行時期等には必要に応じて随時開催して下さい。



point

- ☑ **テレビ電話装置等**を活用して行うことができます。
- ☑ 他のサービス事業所との**連携**で開催することができます。
- ☑ 他の会議体を設置している場合、**一体的**に設置・運営することができます。

② 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

(2) 指針の整備

感染症の予防及びまん延の防止のための指針
平常時の対策 事業所内の衛生管理(環境の整備等) ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等
発生時の対応 発生状況の把握、感染拡大の防止 医療機関や保健所、区など関係機関との連携 区との連携及び報告等
事業所内及び関係機関との連絡体制の整備

具体的な取組を
マニュアル化



(参考：BCPといわゆる感染対策マニュアルに含まれる内容の違い(イメージ))

内容		BCP	感染対策マニュアル
平時の取組	ウイルスの特徴	△	◎
	感染予防対策 (手指消毒の方法、ガウンテクニック等)	△	◎
	健康管理の方法	△	◎
	体制の整備・担当者の決定	◎	△
	連絡先の整理	◎	△
	研修・訓練	◎	○
	備蓄	◎	○
感染(疑い)者 発生時の対応	情報共有・情報発信	◎	○
	感染拡大防止対策(消毒、ソーニング方法等)	△	◎
	ケアの方法	△	◎
	職員の確保	◎	○
	業務の優先順位の整理	◎	×
	労務管理	◎	×

※◎、○、△、×は違いをわかりやすくするための便宜上のものであり、各項目を含めなくてよいことを意味するものではありません。

「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」より

1

令和6年度
介護報酬改定
のポイント

2

事業所運営に
係る留意事項、
指摘の多い事項

3

その他の
留意事項

4

運営指導と
監査について

② 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

(2) 指針の整備



指針と感染症BCPは目的が異なります

感染症の予防・まん延防止指針

事業所における**感染症予防**、
感染症拡大防止の基本的な方針

感染症BCP

事業所の**早期再開**、
サービスを継続するための計画

② 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

(3) 指針に基づいた研修、訓練(シミュレーション)の実施

研修

感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの

《目的》 事業所の指針に基づいた衛生管理の徹底や
衛生的なケアの手法を習得すること

- ・ **定期的**に実施し、**新規採用時**にも実施して下さい。
- ・ 研修の実施内容について**記録**を残して下さい。



② 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

(3) 指針に基づいた研修、訓練(シミュレーション)の実施

訓練(シミュレーション)

事業所内の役割分担の確認、感染対策をした上でのケアの演習等を行います。

- ・ **定期的**に実施して下さい。
- ・ 実際に感染症が発生した場合を想定し、指針に基づいて実施して下さい。
- ・ **机上**及び**実地**で実施するものを適切に**組み合わせ**ながら実施します。



1

令和6年度
介護報酬改定
のポイント

2

事業所運営に
係る留意事項、
指摘の多い事項

3

その他の
留意事項

4

運営指導と
監査について

③ 高齢者虐待の防止

③ 高齢者虐待の防止

高齢者虐待の防止に関する措置について、
減算の適用

③ 高齢者虐待の防止

- 《目的》
- ・ 未然防止 ・ 早期発見
 - ・ 迅速かつ適切な対応
 - ・ 確実な再発防止

《必要な措置》

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（**虐待防止委員会**）の開催
- (2) 虐待の防止のための**指針**の整備
- (3) 指針に基づいた**研修**の定期的な実施
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（**虐待防止担当者**）の配置

虐待等の事案について



point

虐待などの事情が、複雑・機微なものであることが想定される

⇒ 性質上、一概に従業者に共有されるべき情報とは限らない

⇒ 個別の状況に応じて慎重に対応することが重要！

③ 高齢者虐待の防止

(1) 委員会の開催

《検討項目》 ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の**組織**に関すること
 ⇒管理者を含む**幅広い職種**で構成し、責務及び役割分担を明確にします。
 ⇒事業所外の虐待防止の**専門家**を委員として積極的に活用することが望ましいです。

- ・ **指針**の整備及び**職員研修**に関すること
- ・ 従業者からの**相談・報告の体制整備**に関すること
- ・ 虐待を把握した場合の**区市町村への通報**に関すること
- ・ **再発防止策**及びその効果についての評価に関すること



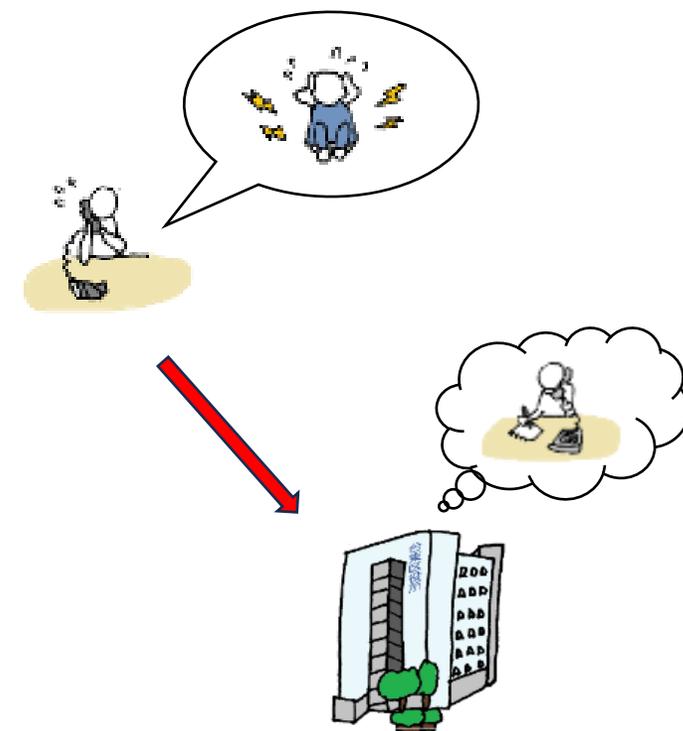
- ☑ **テレビ電話装置等**を活用して行うことができます。
- ☑ 他のサービス事業所との**連携**で開催することができます。
- ☑ 他の会議体を設置している場合、**一体的**に設置・運営することができます。

③ 高齢者虐待の防止

(2) 指針の整備

《定めておく項目》

- ・ 事業所における虐待の防止に関する**基本的考え方**
- ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の**組織**に関する事項
- ・ 虐待の防止のための**職員研修**に関する基本方針
- ・ 虐待等が発生した場合の**対応方法**に関する基本方針
- ・ 虐待等が発生した場合の**相談・報告体制**に関する事項
- ・ **成年後見制度**の利用支援に関する事項
- ・ 虐待等に係る**苦情解決方法**に関する事項
- ・ 利用者等に対する当該指針の**閲覧**に関する事項
- ・ その他虐待の防止の推進のために必要な事項



③ 高齢者虐待の防止

(3) 研修の実施

《目的》 虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発

事業所の指針に基づいた虐待の防止の徹底を図る

- ・ **定期的**に実施し、**新規採用時**にも実施して下さい。
- ・ 研修の実施内容について**記録**を残して下さい。

③ 高齢者虐待の防止

(4) 虐待防止担当者の配置

- ・ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための

担当者を置くことが必要です。

- ・ 虐待防止検討**委員会の責任者と同一**の従業者が望ましいです。



③ 高齢者虐待の防止



減算注意報

(1)～(4)の要件のいずれかを満たさない場合、

高齢者虐待防止措置未実施減算が適用されます。

(1)～(4)の措置を運営規程に規定し、区へ届け出ることも必要です。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する**委員会**を定期的を開催すること。

(2) 虐待の防止のための**指針**を整備すること。

(3) 指針に基づいた**研修**を定期的を実施すること。

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための**担当者**を置くこと。

《減算単位》 所定単位数の**100分の1**相当

《減算期間》 基準を満たさない事実が生じた月の翌月～ 解消されるに至った月まで

《経過措置》 **ありません** ※ 事実が生じた日が初日の場合、当該月～解消月まで

1

令和6年度
介護報酬改定
のポイント

2

事業所運営に
係る留意事項、
指摘の多い事項

3

その他の
留意事項

4

運営指導と
監査について

④ 身体的拘束等の適正化の推進

④ 身体的拘束等の適正化の推進

対象サービスの拡大、一部サービスにおける減算の適用

④ 身体的拘束等の適正化の推進

小規模多機能型居宅介護

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から

- ア 委員会の開催
- イ 指針の整備
- ウ 研修の定期的な実施

が義務化されました。（令和7年3月31日までは努力義務）



減算注意報

令和7年4月1日から **身体拘束廃止未実施減算** が適用されます。

《減算要件》

- ☑ ア～ウをひとつでも満たさない場合
- ☑ 身体的拘束等を行う場合の**記録**がない場合

- ・その態様
- ・時間
- ・その際の入所者の心身の状況
- ・緊急やむを得ない理由

④ 身体的拘束等の適正化の推進

居宅介護支援、訪問系・通所系サービス

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため

緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束等を行ってはいけません。

- ・やむを得ず、身体的拘束等を行う場合、

記録をする必要があります。

- ・その態様
- ・時間
- ・その際の入所者の心身の状況
- ・緊急やむを得ない理由

④ 身体的拘束等の適正化の推進



身体拘束を行う場合の記録について、
厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」
を参考に、事業所において
様式を定めておいて下さい。

身体拘束に関する説明書 P. 24 経過観察記録 P. 25

【記録1】 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書 ○○○○様

1. あなたの状態が下記のA,B,Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時期等において最小限度の身体拘束を行います。
2. ただし、解除することを目的に経過観察を行うことを約束いたします。

記

A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要性理由	
身体拘束の方法（場所、行先（院内・内服））	
拘束の拘束率及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日 施設長 代表者 印
記録者 印

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日 氏名 印
（本人との親類）

【記録2】 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録 ○○○○様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者名	記録者

「身体拘束ゼロへの手引き」参考様式

1

令和6年度
介護報酬改定
のポイント

2

事業所運営に
係る留意事項、
指摘の多い事項

3

その他の
留意事項

4

運営指導と
監査について

2 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項

- 1 令和6年度介護報酬改定のポイント
- 2 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項
- 3 その他の留意事項
- 4 運営指導と監査について

1

令和6年度
介護報酬改定
のポイント

2

事業所運営に
係る留意事項、
指摘の多い事項

3

その他の
留意事項

4

運営指導と
監査について

2 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項

- ① 内容及び手続の**説明及び同意**
- ② **秘密保持等**
- ③ **勤務体制**の確保
- ④ **ハラスメント**の防止
- ⑤ **苦情処理、事故発生**時の対応

① 内容及び手続の説明及び同意

サービスの提供の開始に際し、予め、利用申込者又はその家族に対し、
重要事項を記した文書を交付して説明を行い、
当該提供の開始について利用申込者の同意を得る必要があります。

《重要事項を記した文書》

- ①重要事項に関する規程(運営規程)の概要
- ②従業者の勤務体制
- ③事故発生時の対応
- ④苦情処理の体制
- ⑤第三者評価の実施状況
(実施の有無, 直近の実施年月日, 評価機関の名称, 評価結果の開示状況)
- ⑥その他(利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項)

① 内容及び手続の説明及び同意



☑ 利用者又は家族への**説明と同意**の手続きを行う必要があります。

☑ 重要事項説明書等の内容に不備がないか再確認！

(**運営規程、HP等との整合性**)

☑ 「**事故発生時の対応**」「**第三者評価の実施状況**」の

記載内容が不十分な事例が多いので注意！

1

令和6年度
介護報酬改定
のポイント

2

事業所運営に
係る留意事項、
指摘の多い事項

3

その他の
留意事項

4

運営指導と
監査について

② 秘密保持等(秘密保持誓約、個人情報使用の同意)

従業者が業務上知り得た利用者、家族の秘密を漏らすことがないよう、
事業者は必要な措置を講じる必要があります。

雇用契約時に…



就業時はもちろん、



秘密保持誓約も

退職後も利用者又はその**家族の秘密**を漏らすことがないよう、

雇用契約時に書面で取り交わすことが重要です。

② 秘密保持等(秘密保持誓約、個人情報使用の同意)

利用者の個人情報のほか、
利用者の家族の個人情報の使用同意を
あらかじめ文書により得ておく必要があります。



- ☑ 利用者が独居の場合でも「家族の氏名」「続柄」「連絡先」等の
情報を共有している場合が多いため注意！
- ☑ 署名代行欄のみの署名では
家族同意を得たことにならないので注意！

個人情報使用同意書の署名欄(例)

<利用者>
 住所 台東区浅草〇-〇-〇
 氏名 台東 △△
 (署名代行) 上野 □□
 (利用者との関係) 娘

<代理人>
 住所
 氏名
 (利用者との関係)

<利用者家族代表>
 住所 台東区入谷〇-〇-〇
 氏名 上野 □□
 (利用者との関係) 娘

③ 勤務体制の確保等

- 事業所(ユニット)ごとに、原則として**月ごとの勤務表**を作成し、
 - ア 従業者の日々の勤務時間
 - イ **常勤・非常勤**の別
 - ウ 各職種との**兼務関係** 等を明確にします。

〇〇事業所 〇月分勤務表(例)

氏名	勤務形態	職種	〇日
Aさん	常勤	管理者	9時~10時、16時~17時
Aさん	常勤	介護職員	10時~16時
Bさん	常勤	介護職員	9時~17時
Cさん	非常勤	介護職員	10時~12時
Cさん	非常勤	看護職員	9時~10時

- 従業者の資質向上のために**研修**の機会を確保します。
- 認知症介護基礎研修**の受講（居宅介護支援、訪問系サービスを除く）



point

- 月ごとの勤務表を作成し、チェックを行いましょ。
- 研修への参加の機会を計画的に確保しましょ。
- 新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した場合、1年以内に認知症介護基礎研修の受講が必要です。

職種ごとの人員基準を満たしているか？
人員基準欠如に該当しないか？ など

④ ハラスメントの防止

セクシュアルハラスメント・
パワーハラスメントを防止するためには・・・



(1) 「職場におけるハラスメントの**内容**」及び

「職場におけるハラスメントを**行ってはならない旨の方針**」を**明確化**

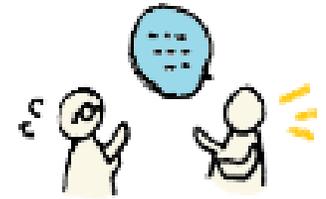
➡ 従業者への**周知・啓発**

(2) **担当者**や**相談窓口**をあらかじめ定め、従業者へ**周知**

④ ハラスメントの防止

カスタマーハラスメントを防止するためには・・・（努力義務）

- (1) 相談に応じ、適切に対応するための**体制**の整備
- (2) 被害者への配慮
(**メンタルヘルス不調**への相談、行為者に対して**1人で対応させない**等)
- (3) **マニュアル作成**や**研修実施**など、業種等の状況に応じた取組の実施



1

令和6年度
介護報酬改定
のポイント

2

事業所運営に
係る留意事項、
指摘の多い事項

3

その他の
留意事項

4

運営指導と
監査について

④ ハラスメントの防止



point

- ・ セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、
利用者やその**家族等**から受けるものも含まれます。
- ・ 重要事項の説明時に、ハラスメントによりサービスの提供が難しくなり、
最終的には**契約解除**となる可能性もあることなどを伝え、
理解を得ることが望ましいです。

⑤ 苦情処理・事故発生時の対応

苦情処理

- ・ 苦情相談窓口の**連絡先**、苦情処理の**体制及び手順**等を定めます。
- ・ 苦情の受付、内容等を**記録**します。
- ・ 苦情の内容を踏まえた**サービスの質向上**の取組を行います。

- ・重要事項説明書に記載
- ・事業所に掲示
- ・**ウェブサイトに掲載**
(令和7年3月31日までは努力義務)



《苦情相談窓口》

(1)事業所	電話番号、担当者名、受付時間
(2)台東区役所介護保険課	
電話番号 03-5246-1244	受付時間 8:30~17:15(土・日・祝を除く)
(3)国民健康保険団体連合会	
電話番号 03-6238-0177	受付時間 9:00~17:00(土・日・祝を除く)

⑤ 苦情処理・事故発生時の対応

事故発生時の対応

- ・ 事故発生時の**対応方法**を定めます。
- ・ 速やかに**区**、当該利用者の**家族**、当該利用者の**ケアマネ**等に連絡を行います。
- ・ 賠償すべき事故が発生した場合には、
損害賠償を速やかに行うための対策を講じます。
- ・ **再発防止**のための取組を行います。



point

事故発生時は区（介護保険課事業者担当）に**事故報告書**を提出



緊急を要するもの、判断に迷う場合は、
電話等で経過報告を行い、指示を受けて下さい。

1

令和6年度
介護報酬改定
のポイント

2

事業所運営に
係る留意事項、
指摘の多い事項

3

その他の
留意事項

4

運営指導と
監査について

3 その他の留意事項

- 1 令和6年度介護報酬改定のポイント
- 2 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項
- 3 **その他の留意事項**
- 4 運営指導と監査について

1

令和6年度
介護報酬改定
のポイント

重要事項等の掲載・公表

2

事業所運営に
係る留意事項、
指摘の多い事項

重要事項等の公表

重要事項等の**インターネット掲載・公表**が**義務化**されます。

《開始日》 **令和7年4月1日**より義務化

《掲載先》 ウェブサイト

(法人のホームページ等または介護サービス情報公表システム)

- 《重要事項等の情報》
- ・ 重要事項に関する規程(運営規程)の概要
 - ・ 従業者の勤務体制
 - ・ 事故発生時の対応、苦情処理の体制
 - ・ 第三者評価の実施状況
 - ・ 利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

《趣旨》 インターネット上で情報の閲覧を完結させるため

介護サービス情報の公表はこちらから！
とうきょう福祉ナビゲーション(福ナビ)

<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/kohyo/>

3

その他の
留意事項

4

運営指導と
監査について

経営情報の報告・公表

介護サービス事業者の経営情報の報告・公表

令和6年度より、経営情報の報告・公表のための 新たな2つの制度が始まります！

1.【新設】 介護サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、介護サービス事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、介護サービス事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年1月から運用を開始します。
介護サービス事業者の皆さまには、**以下の経営情報の報告をお願いします。**

主な報告事項	報告手段
・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与(※任意での報告事項) など	介護サービス事業者経営情報データベースシステム (経営情報DB) ※新システム
	報告期限 毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、 令和7年3月まで

介護サービス事業者経営情報データベースシステムはこちら！

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

2.【見直し】 介護サービス情報公表制度の見直し

介護サービス情報公表制度は、利用者の介護サービス事業者の選択に役立つよう、事業者
に介護サービス情報の報告を求めるものです。
今回の見直しにより、介護経営の健全性等の情報を提供するため、介護サービス事業者の
皆さまには、**財務状況の分かる書類の報告**をお願いします。

新たな報告事項	報告手段
・ 財務状況の分かる書類 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュ ロー計算書など) ・職員の一人あたりの賃金 (※任意での報告事項)	介護サービス情報公表システム ※既存システム
	報告期限 毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

1

令和6年度
介護報酬改定
のポイント

障害福祉サービス事業所を運営している事業者へ

2

事業所運営に
係る留意事項、
指摘の多い事項

前半でお伝えした**報酬改定のポイント**について、
障害福祉サービス事業所を運営している場合、
介護保険サービス事業所と

別途対策を講じる必要がある項目があります。

指針、計画等の整備や研修等の実施・記録の際は
ご注意ください。

3

その他の
留意事項

4

運営指導と
監査について

《参考》R6年度障害福祉サービス報酬改定の主なポイント

- ① **身体的拘束等の適正化の推進**
減算額の見直しあり
- ② **感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)**
BCP未策定減算の適用
- ③ **感染症の予防及びまん延の防止のための措置**
指針と感染症BCPの違い
- ④ **虐待の防止**
虐待防止措置未実施減算の適用
- ⑤ **情報公表未報告減算の新設**
基本情報公表、財務状況の見える化の推進が目的
障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告の場合減算

1

令和6年度
介護報酬改定
のポイント

2

事業所運営に
係る留意事項、
指摘の多い事項

3

その他の
留意事項

4

運営指導と
監査について

4 運営指導と監査について

- 1 令和6年度介護報酬改定のポイント
- 2 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項
- 3 その他の留意事項
- 4 運営指導と監査について

1

令和6年度
介護報酬改定
のポイント

運営指導について

2

事業所運営に
係る留意事項、
指摘の多い事項

運営指導（令和4年度に「実地指導」から名称変更）

事業所を訪問して設備やサービス、書類の確認を行います。

訪問しなくても確認できる内容については、

オンライン等を活用した方法で確認する場合があります。



事業所の育成・支援、運営管理の適正化、より良いケアの実現

3

その他の
留意事項

4

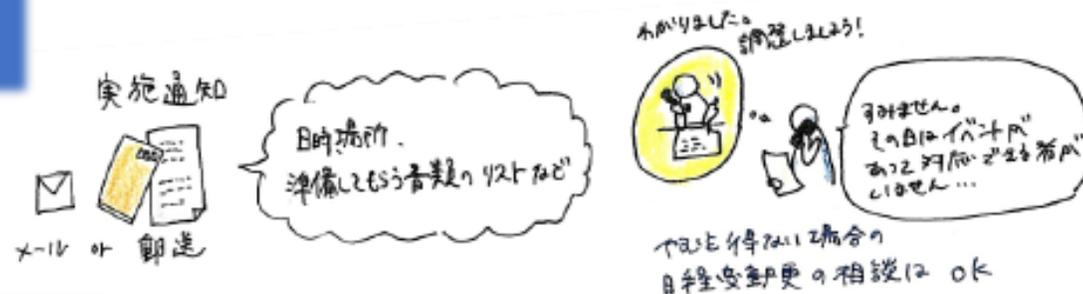
運営指導と
監査について

運営指導の流れ(実施通知の発送～書類の提出)

① 実施通知の発送

検査の30日前まで

電子メールもしくは郵送で通知します。



② 事前確認書類の提出

検査の14日前まで

- ・ 運営規程
 - ・ 人員配置 (シフト表)
 - ・ サービス計画書の一部 など
- 事前に提出していただきます。

提出方法



提出方法：メール添付、郵送、窓口での引渡し

運営指導の流れ(運営指導当日～結果通知の発送)

③ 運営指導の実施

当日は書類の確認に加え、
施設がある場合は設備のチェック、
サービス提供の様子を確認を行います。
また、管理者や従業員の方にお話しを伺います。

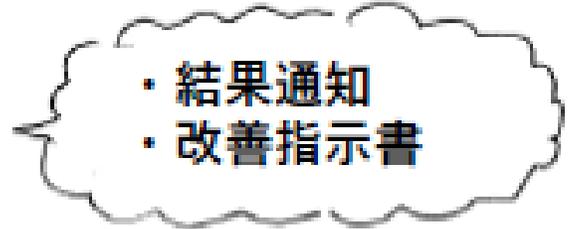
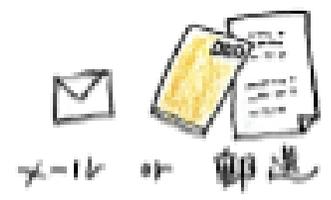
可能であれば、広めの検査会場を
ご用意いただくと助かります



④ 結果通知の発送

検査後30日以内

電子メールもしくは郵送で通知します。
改善報告が必要な場合は
具体的な改善指示も同封します。



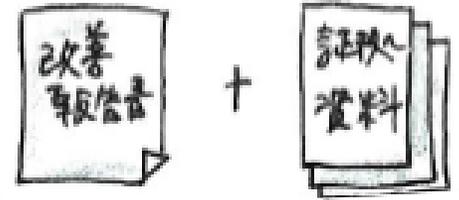
運営指導の流れ(改善報告の提出～検査の終結)

⑤ 改善報告の提出

結果通知から30日以内

改善内容を報告書にまとめ、
改善が確認できる添付書類と一緒に提出いただきます。

※ 指摘内容によっては介護報酬の返還の
手続きが必要な場合があります。



場合により過誤発生
が認められることもあり
その際追加請求にたいして

⑥ 改善報告の確認～検査の終結

改善報告の内容を確認し、
改善が認められれば「終結」となります。



改善報告の内容を確認し、
問題がなければ「終結」となります

1

令和6年度
介護報酬改定
のポイント

監査について

2

事業所運営に
係る留意事項、
指摘の多い事項

- ・運営や介護報酬請求に**不正**又は**著しい不当**があったことを疑うに足りる理由があった場合

3

その他の
留意事項

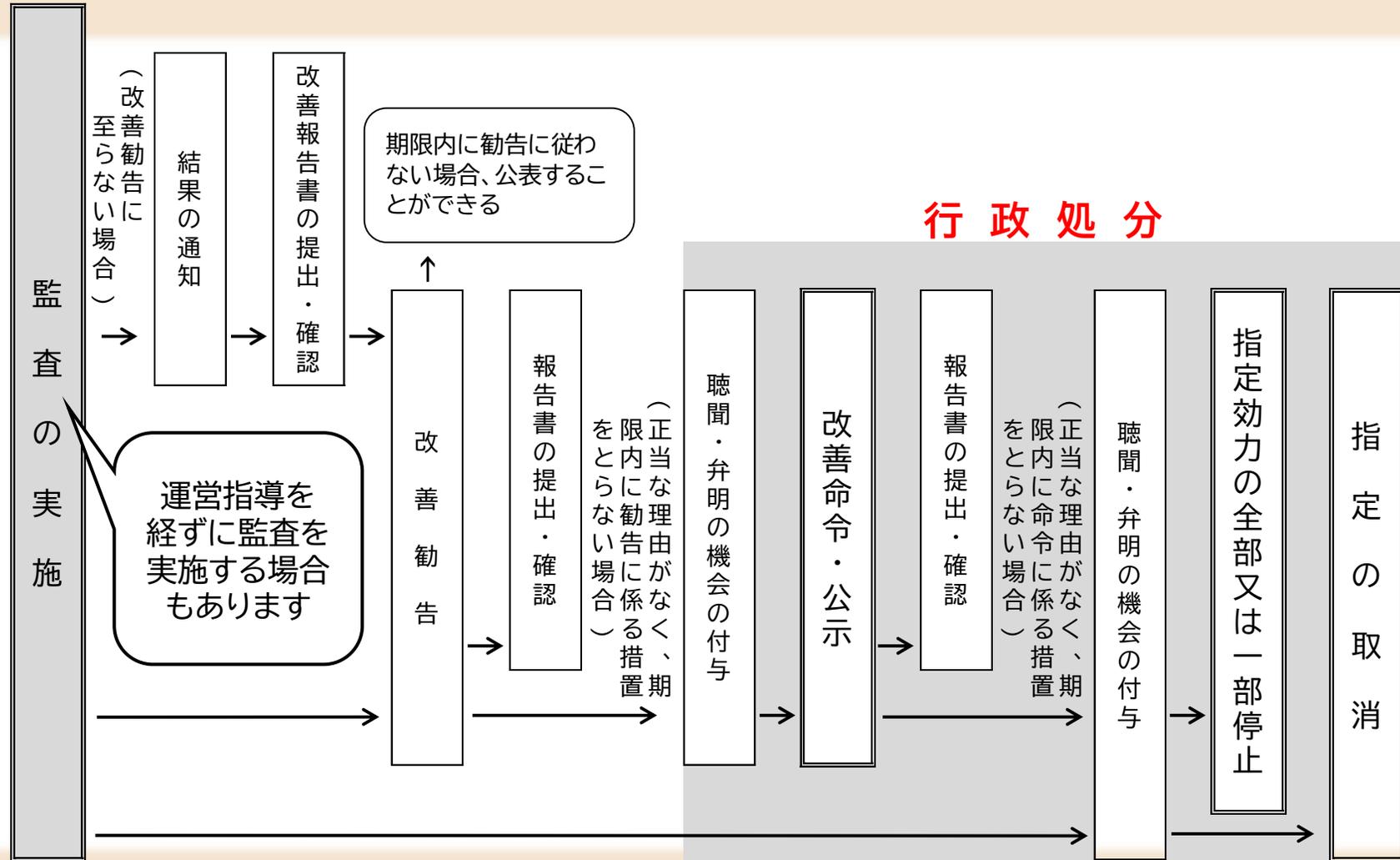
- ・利用者等の生命若しくは身体の安全に**危害**を及ぼしていると認められる場合

4

運営指導と
監査について

- ・度重なる指導によっても改善が認められない場合

監査の流れ



1

令和6年度
介護報酬改定
のポイント

2

事業所運営に
係る留意事項、
指摘の多い事項

3

その他の
留意事項

4

運営指導と
監査について

「補足資料による集団指導」の受講をお願いします

本動画をご視聴いただき、ありがとうございました。

本動画を視聴しているホームページ内に、
各サービスの事業運営に関する留意事項や、
過去の指導において指摘の多い事項についてまとめた
補足資料があります。

サービス種別ごとの「**事業所運営にかかる留意事項**」
をダウンロードしていただき、
こちらについても受講していただくようお願いいたします。

受講が終了したら・・・参加票兼質問票の提出

本動画および補足資料による集団指導の受講が終了しましたら、
補足資料最終ページにあるホームページアドレスにアクセスしていただき、
参加票兼質問票の提出をお願いいたします。

参加票兼質問票のご提出により集団指導の**受講確認**といたします。

ホームページ紹介

- 厚生労働省HP 介護保険最新情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html
- 厚生労働省HP 介護報酬改定について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/index.html
- 厚生労働省HP 介護サービス関係Q&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html
- 厚生労働省HP 介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html
- 厚生労働省HP 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html
- 厚生労働省 介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>
- 厚生労働省 身体拘束ゼロへの手引き
https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/gyakutai/torikumi/doc/zero_tebiki.pdf
- 台東区HP 介護保険事業者向けサービス
<https://www.city.taito.lg.jp/kenkohukusi/korei/jigyoshanokata/index.html>
- 台東区HP 介護サービス事業者等の指導・監査
<https://www.city.taito.lg.jp/kenkohukusi/sonotafukushi/kaigohoken/kaigosidou.html>